

第1条（適用範囲）

- 1 当センターが利用客との間で締結する利用契約およびこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。
- 2 当センターが、法令および慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定に関わらず、その特約が優先するものとします。

第2条（利用契約の申し込み）

- 1 当センターに利用契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当センターに申し出ていただきます。
 - 1) 会社（団体）名（または宿泊者名）、所在地、連絡先
 - 2) 利用日および利用予定時刻
 - 3) 利用料金
 - 4) その他当センターが必要と認める事項
- 2 利用客が、施設の利用中に前項の利用日を超えて利用の継続を申し入れた場合、当センターは、その申し出がなされた時点で新たな利用契約の申し込みがあったものとして処理します。

第3条（利用契約の成立等）

- 1 利用契約は、当センターが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当センターが承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2 前項の規定により利用契約が成立したときに、当センターの定める申込金を、当センターが指定する日までに、お支払いいただくことがあります。
- 3 申込金は、まず利用客が最終的に支払うべき利用料金に充当し、本約款に定める違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があればこれを返還します。
- 4 申込金を当センターが指定した日までにお支払いいただけない場合は、利用契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払いおよび支払期日を、当センターが申込者に告知した場合に限ります。

第4条（利用契約締結の拒否）

当センターは、次に掲げる場合において、利用契約の締結に応じないことがあります。

- 1) 利用の申し込みが、この約款および当センターの基準によらないとき。
- 2) 満室（員）により、研修室、客室に余裕がないとき。

- 3) 利用しようとする者が、利用に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- 4) 利用しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- 5) 利用に関し、合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- 6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により利用させることができないとき。
- 7) 利用しようとする者が、次の①から⑥に該当するとき。
 - ①暴力団、暴力団関係企業（団体）、総会屋、過激行動団体、その他反社会的勢力もしくはこれらに準じる者（以下「暴力団等」といいます。）または暴力団等の関係者である場合
 - ②暴力団等または暴力団等の関係者が事業活動を支配する法人その他の団体である場合
 - ③法人（団体）でその役員、従業員、関係者等のうちに暴力団等の関係者がある場合
 - ④暴力団等に自己の名義を利用させる者である場合
 - ⑤当センターのお客様に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合
 - ⑥当センターまたは当センター従業員等に対し、暴力的要求を行いまたは合理的範囲を超える負担を要求した場合

第5条（利用客の契約解除権）

- 1 利用客は、当施設に申し出て、利用契約を解除することができます。
- 2 当センターは、利用客がその責めに帰すべき事由により利用契約の全部または一部を解除した場合は、別表2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。
- 3 当センターは、利用客が連絡をしないで利用日当日の20:00（あらかじめ到着予定時刻を明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その利用契約は利用客により解除されたものとみなし、処理することがあります。

第6条（当センターの契約解除権）

当センターは、次に掲げる場合においては、利用契約を解除することがあります。

- 1) 利用客が利用に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき。
- 2) 利用客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- 3) 利用に関し、合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- 4) 利用客が泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動があるときに関し、合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- 5) 天災等不可抗力に起因する事由により利用させることができないとき
- 6) 客室内での寝たばこ、消防防災用設備等に対するいたずら、その他当センターが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る）に従わないとき。

7) 利用客が、次の①から⑥に該当することが判明したとき。

- ①暴力団、暴力団関係企業（団体）、総会屋、過激行動団体、その他反社会的勢力もしくはこれらに準じる者（以下「暴力団等」といいます。）または暴力団等の関係者である場合
- ②暴力団等または暴力団等の関係者が事業活動を支配する法人その他の団体である場合
- ③法人（団体）でその役員、従業員、関係者等のうちに暴力団等の関係者がある場合
- ④暴力団等に自己の名義を利用させる者である場合
- ⑤当センターのお客様に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合
- ⑥当センターまたは当センター従業員等に対し、暴力的要求を行いまたは合理的範囲を超える負担を要求した場合

第7条（利用登録）

利用客は、利用日当日、当センターにおいて、次の事項を登録していただきます。

- 1) 会社（団体）名（または宿泊者名）、所在地、連絡先
（団体の場合は、氏名、年齢、性別、住所等を記載した利用者名簿）
- 2) 日本国に住所を有しない外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地および入国年月日、
パスポートコピー
- 3) 退館日および退館予定時刻
- 4) その他当センターが必要と認める事項

第8条（客室の使用時間）

- 1 利用客が当センターの客室を使用できる時間は、16：00 から翌朝 10：00 までとします。
- 2 当センターは、前項の規定によらず時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合、追加にて料金を申し受けることがあります。
- 3 連続した日で利用する場合においては、到着日、出発日を除き、終日利用できるものとします。

第9条（利用規則の遵守）

利用客は、当センター内においては、当センターの定める利用規則に従っていただきます。

第10条（センターの施錠、開錠）

- 1 当センターは、午後 23：00 に施錠し、翌朝 6：00 に開錠いたします。その間は、原則として当センターの入退はできません。

- 2 フロントサービス、施設内各サービスの利用時間等については、備え付け案内、各所の掲示等でご案内いたします。

第 11 条 (利用料金と支払方法)

- 1 利用客が支払うべき利用料金等の内訳は、別表 1 に掲げるところによります。
- 2 前項の利用料金等は、日本円現金にてお支払いいただきます。ただし、当センター指定口座への振込み等の特約がある場合は、それに従うものとします。
- 3 当センターが利用客に施設、備品、サービス等を提供し、使用可能となったのち、利用客が任意に利用しなかった場合においても、利用料金は申し受けます。

第 12 条 (当センターの責任)

- 1 当センターは、利用契約およびこれに関する契約の履行にあたり、またはそれらの不履行により利用客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当センターの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
- 2 当センターは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

第 13 条 (契約室の提供ができないときの取り扱い)

- 1 当センターにて、利用客に契約した研修室、客室等を提供できないときは、利用客の了承を得て、できる限り同一条件による他の施設等を斡旋するものとします。
- 2 当センターは、前項の規定にかかわらず、他の施設等の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を利用客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、研修室、客室等が提供できないことについて、当センターの責めに帰すべき事由がないときは、補償料は支払わないことといたします。

第 14 条 (利用客の手荷物または携行品の保管)

- 1 利用客の手荷物等が、利用に先立って当センターに到着した場合は、その到着前に当センターが了解したときに限り責任をもって保管し、利用客の到着時にお渡しいたします。
- 2 利用客がフロント受付にお預けになった物品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当センターはその損害を賠償いたします。利用客が当センターへお持ち込みになった物品の賠償は、10万円を限度といたします。
- 3 利用客が退出したのち、利用客の手荷物や携行品が当センターに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当センターは、当該所有者に連絡をするとともに、その指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合、または所有者が判明しないときは、発見日を含めて7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

第 15 条 (駐車場の責任)

利用客が当センターの駐車場をご利用になる場合、車両キーの寄託の如何にかかわらず、当センターは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

第 16 条（利用客の責任）

利用客の故意または過失により当センターが損害を被ったときは、当該利用客は当センターに対し、その損害を賠償していただきます。

別表 1

項目	内容
客室利用料（宿泊）	客室の利用料
施設利用料	研修室の利用料
追加利用料	追加貸与で発生する研修室等の利用料
食事代	朝・昼・夕食・懇親会等の飲食料
物品貸与料金	当センターの有償貸与品の貸与料
その他追加料金	上記以外で発生する追加料金（コピー代等）
税金	各料金にかかる消費税

別表 2

キャンセル受付日	客室利用料 施設利用料	食事代	懇親会
利用開始後、無連絡または当日	100%	100%	100%
利用開始の前日から 3 日前	75%	80%	
利用開始の 4 日前から 15 日前	50%	30%	30%
利用開始の 16 日前から 30 日前まで	25%	-	-
利用開始の 31 日前から 60 日前まで	10%		



株式会社 光洋

横浜研修センター

〒236-0004

神奈川県横浜市金沢区福浦 1-5-1

TEL 045-701-2146 FAX 045-789-4671